

# 2023年 浅井スクスク基金 募集要項

2023年4月吉日  
公益財団法人公益推進協会

## 目的

「浅井スクスク基金」は浅井一雄様と奥様の貞子様からのご寄付で作られた子ども応援のための基金です。今回、子どもの夢や願いの実現をサポートする諸活動や子どもの貧困対策としての活動など、子どもたちをめぐる課題を解決し、子どもたちが自らの力で未来を切り開いていく活動を支援する団体に対して助成を行います。

## 助成額

※補助率等の制限はありません。

- ① 単発（1～4回実施）のイベントや行事：1団体あたり原則として 下限10万円～上限50万円
- ② 継続的（5回以上実施）な活動：1団体あたり原則として 下限20万円～上限100万円

※①と②の併願は可能ですが、それぞれ個別にご応募いただく必要があります。（同事業での併願は不可）

## 助成件数

単発のイベントや行事及び継続的な活動合わせて **20団体**程度

## 募集期間

2023年4月19日(水) 10:00 ～ 5月31日(水) 17:00

## 助成対象

(1) 助成対象団体 次のいずれにも該当する団体

- ① NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人等、法人設立から1年以上の非営利法人  
※国、地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
- ② これまでにも子どもやその家族を対象にした事業を行っている団体（学習支援、居場所、学童、子ども食堂、職業体験支援、文化芸術活動など）

(2) 助成対象事業 応募団体が自ら企画・主催し、日本国内における次のいずれかに該当する活動

- ① 虐待防止や子どもたちの悩みを解決することを目的とした活動
- ② 難病を患う子どもとその家族の支援を目的とした活動
- ③ ひとり親家庭等への食料支援などの新たな拡充
- ④ 子どもたちのための居場所の開設や拡充
- ⑤ 子どもたちと多世代交流を目的とした活動
- ⑥ 子どもたちの国際親善を目的とした国際交流活動
- ⑦ 学習支援活動（無料学習塾、科学実験・観察実習、読書会等）
- ⑧ 自然体験活動（自然を活用した野外活動、自然を生かした探求活動等）
- ⑨ 職業体験活動（事業所や商店街での職業体験、加工や製造体験等）

※文化・芸術・スポーツ活動は、前回の募集分野のため今回は助成対象外事業になります。

### ◇対象経費

助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

- ① 消耗品費、備品費、食材等購入費 ※備品費は助成申請額の40%未満
- ② 広告宣伝費（ポスター・チラシなどの作成費、印刷費等） ③ 賃借費（レンタカー、会場費等）
- ④ 旅費、交通費 ⑤ 事業を行うための特別な人件費 ※通常の人件費は不可
- ⑥ 通信費（郵便料金、宅配等） ⑦ そのほか（上記に該当しない必要経費）

### (2) 助成対象期間

原則2023年7月1日～2024年3月31日

※ただし、本申請事業に関する費用であれば、2023年4月1日以降に支出した経費も計上を認めます。  
(その場合は、本申請事業開始年月日を2023年4月1日以降支出日以前の日付で記入してください。)

## 応募方法

応募フォーム（<https://forms.gle/1s3qnuQRawR7N2ag9>）に下記書類を添付し、ご応募ください。

※応募には、Googleアカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）  
※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。
- ② 定款
- ③ 前年度（2022年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- ④ 本年度（2023年）の予算書と事業計画書
- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し（単価が5万円を超える経費は必須）
- ⑥ 企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）【提出は任意】

### □選考及び結果通知

#### (1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

#### (2) 結果通知

2023年6月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

■選考基準 ※必ずしも下記すべてに当てはまる必要はありませんが選考の際重視いたします。

- ① 特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できる事業であるか
- ② 経済的・精神的に困難な環境にある子どもとその家族に支援が届く事業であるか
- ③ 本申請事業の収支が費用対効果の視点を加味した構成であるか
- ④ 本申請事業が当助成を受けることで実現可能になるものであるか（当助成の必要性）
- ⑤ コロナ禍においても必要となるニーズに対して応える事業であるか
- ⑥ 組織全体は適切に経営されている団体であるか

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・助成金の受給を受けた場合は、**申請の予定通り事業を遂行**して下さい。
- ・受給した助成金は、**善良なる管理者の注意**をもって管理し、**申請した助成対象事業以外への利用はしないでください**。
- ・助成対象事業の完了後、**1ヶ月以内**に下記の**3種類**の書類をご提出してください。
  - ① **実績報告書**（結果通知の際に同封される**所定の用紙**）
  - ② **活動報告書**（書式は任意）
  - ③ **収支報告書**（書式は任意）※支払先や支払金額が明記された**領収証やレシートの写しを必ず添付**してください。
- ④ **【公表版】活動報告**（当財団HP等に掲載します。公表可能な資料としプライバシーに配慮し作成してください。）  
※①・②・③は紙媒体で郵送提出、④はデータをメールで提出してください。
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■**やむを得ず**以下の事情が生じた場合は、**必ず**当財団の**事前承認を得てください**。

- ・助成対象事業の内容を**変更**するとき
- ・助成対象事業を**中止**する場合や**重複しての受給**となることが判明したとき
- ・助成実施期間の**延長**を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその**一部もしくは全部の返還**をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

当助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 浅井スクスク基金担当 宛

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204 E-mail : info@kosuikyo.com

なお、問い合わせの対応時間は**平日の10:00~18:00**までとします。